科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年5月29日現在

機関番号:34310

研究種目:研究活動スタート支援

研究期間:2010 ~ 2011 課題番号:22830110 研究課題名(和文)

知的財産法政策形成過程における正当化根拠論の意義-問題発見・対話促進機能の探求研究課題名 (英文) Contemporary Significance of the Debate on the Rationales for Justifying the Intellectual Property in the Legal Policymaking Process

研究代表者

山根 崇邦 (YAMANE TAKAKUNI) 同志社大学・法学部・助教 研究者番号:70580744

研究成果の概要(和文):本研究では、米英の最新の議論を渉猟しながら、知的財産権の正当化根拠論の研究に取り組むとともに、パテント・リフォームや著作権保護期間延長問題などの現代的課題を素材として、知的財産権の政策形成過程における正当化根拠論の実践的意義を明らかにした。

研究成果の概要(英文): This research examined the rationales for justifying intellectual property rights (IPRs) based on the current research developments in the common law countries. It explored the issue of the patent reform debate in the United States and the issue of an extension of the term of copyright protection in Japan and revealed the practical significance of the debate on the rationales for justifying the IPRs.

交付決定額

(金額単位:円)

			(35 b)(1 12 · 1 4)
	直接経費	間接経費	合 計
2010 年度	1, 040, 000	312, 000	1, 352, 000
2011 年度	1, 020, 000	306, 000	1, 326, 000
年度			
年度			
年度			
総計	2, 060, 000	618, 000	2, 678, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・新領域法学

キーワード:知的財産権の正当化根拠論、パテント・リフォーム、著作権保護期間延長問題

1. 研究開始当初の背景

我が国では長らく正当化根拠論への関心が低調であった。例えば、工業所有権の本質論に対する評価として、法制史としての意義はともかく、解釈論や立法論にとって本質論が実益を有することは稀であるという認識が示されてきた(中山信弘『工業所有権法(上)』(弘文堂、1993年)8頁)。

しかし時が経つにつれ、知的財産法の研究 者は実務に埋没しない固有の存在意義をも つ学者として、新しい体系や方法論を常に探 究しなければならないという認識が有力となり(中山信弘「知的財産法研究の回顧と将来への課題」NBL 877 号 5 頁(2008 年))、最近では知的財産権の基礎理論への関心が高まりつつある。例えば、インセンティヴ論や取引費用理論に基づいて著作権制度や特許制度の独自の体系的叙述を試みる研究(田村善之『著作権法概説(第 2 版)』(有斐閣、2001年)、島並良「特許権の排他的効力の範囲に関する基礎的考察」日本工業所有権法学会年報 31 号 1 頁(2008 年))や、各論において基礎理論と解釈論との接合を試みる研究(島並

良「二次創作と創作性」著作権研究 28 号 28 頁 (2003 年)、同「特許客体論の方法と構造」 知財研フォーラム 55 号 11 頁 (2003 年)) な どが見られる。

これらの研究は、現行法の体系や解釈とし て何が望ましいかという問題への取り組み のなかで、正当化根拠論の意義を模索するも のである。ここでは既存の法制度が所与の前 提とされている。しかし、知的財産法制度を 取り巻く近年の状況はかかる議論枠組みに 再考を促しつつある。すなわち、我が国では 1990年代以降、知的財産法に関連した法改正 が毎年のように行われており、また近年では、 80 年代プロパテント政策の歪みへの対応に 取り組む米国の動向 (MICHELE BOLDRIN & DAVID K. LEVINE, AGAINST INTELLECTUAL MONOPOLY (Cambridge UP, 2008); James Bessen & Michael J. Meurer, PATENT FAILURE (Princeton UP, 2008); DAN L. BURK & MARK A. LEMLEY, THE PATENT CRISIS AND HOW THE COURTS CAN SOLVE IT (Chicago UP, 2009)) を受けて、我が国でも著作権リフォームや特 許制度改革の機運が高まりつつある点を見 逃してはならないように思われる。そこで、 現行法の立場自体が変わりうることを前提 とした法政策論における正当化根拠論の意 義を探求しようと試みるのが本研究である。

研究代表者がこのような着想に至ったのは、大学院博士後期課程在籍中に取り組んだ博士論文の執筆を通じてである。同論文の執筆過程では、知的財産権の正当化根拠は何の時間を費やした。発明や著作物といった無財との時間を費やした。発明や著作物といった無財では法的保護が与えられなければ公共財でもは法的保護はこの本来自由に利用しえるはずの他者の利用行為を制約でもいう側面をも同時に利用可能な情報によるはずの他者の利用行為を制約本来対してもどこでもどこでも同時に利用の自由を制約して、なぜ人々の情報利用の自由を制約していなぜ人々の情報利用の自由を制約しまで知財産権を付与する必要があるのか。

この問題に対しては、従来、権利の個人的 な淵源に着目する自然権理論(=私益的正当 化)と、権利を付与することで社会全体にも たらされる利益に着目する功利主義理論(= 公共的正当化)という、主に2つのアプロー チが論じられてきた。博士論文ではこれらに 加えて、さらに、知的財産権制度の公正さの 評価規準となる正義論にも着目した。なかで も、ロールズの公正としての正義論(John RAWLS, A THEORY OF JUSTICE (1971, revised ed., 1999)) は、個人の基本的諸自由の優先的な 保障を出発点として、功利主義的公共的決定 の限界づけを提示するものであり、先の問題 意識にとって有益な視座を提供してくれる ように思われる (PETER DRAHOS, A PHILOSOPHY OF INTELLECTUAL PROPERTY, Ch. 8 (Dartmouth Press, 1996))

以上の視点からは、次のような知的財産権 制度の構造が浮き彫りとなる。知的財産権は 人の利用の自由を制約することと引き替え に、「文化の発展」や「産業の発達」という 公共的価値を実現する道具的な財産権とし て定立される権利である。しかしそれゆえ社 会全体の利益と個人の自由とのトレードオ フという問題を避けて通ることはできない。 そこで公衆の自由を過度に制約しないよう、 知的財産権制度は様々な形で自由規制領域 を制度的に限界づけている。それが、保護対 象の制限・保護すべき行為類型の特定・保護 期間の限定という主に3つの限界づけである。 これらは知的財産権制度の正当性基盤を支 える「自由の砦」というべきものである。こ れが博士論文において到達した結論であっ

ところが、1990年代以降の知的財産法政策 を眺めてみると、国際条約レベルでも国内法 制レベルでも、保護対象の拡大・保護すべき 行為類型の拡張・保護期間の延長という形で 保護領域を拡大する動きが顕著である。しか もその政策形成過程を分析してみると、政治 的な力学や経路依存性といった要因に大き く左右されがちであることが明らかとなる。 このような法政策の実相、すなわち多分に政 治的な影響を受けた自由規制領域の拡大は、 保護拡大の必要性に関する実質的議論を踏 まえない「自由の砦」の侵食である点で知的 財産権の正当性を脆弱化させるおそれがあ る。そうだとすれば、より望ましい法政策を 実現するために我々が向かうべき針路は、そ の政策形成過程を知的財産権の正当化根拠 論に照らした実質的討議の場へと修整する ことではないか。かくして博士論文の成果を 発展させ、正当化根拠論に立ち返った知的財 産法政策の批判的検証を行うことが重要で あると考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究では、パテント・リフォーム論議や 著作権保護期間延長問題などの現代的課題 を素材としつつ、知的財産権の政策形成過程 における正当化根拠論の実践的意義を探求 することを目的とした。

第1に、近年の米国では、低品質の特許の増加や特許訴訟の濫用等を背景として、特許制度を抜本的に見直そうという機運が高まっており、我が国もそれに追随する動きをみせている。そうした中で、正当化根拠論は特許制度の機能を検証するための評価軸を提供し、機能低下の警報装置となること、また、イノヴェーション促進基盤としての特許制度の機能改善に向けた議会・特許庁・裁判所間の任務調整規範や対話促進規範として機能しうること等を明らかにしたいと考えた。

3. 研究の方法

前述のとおり本研究は、現代的な課題を素材として、知的財産権の法政策形成過程における正当化根拠論の意義を探求することを目的としている。この目的を達成するために、2010年度には、知的財産権の正当化根拠論の研究と近年の知的財産法政策における自由規制領域の拡大及びその要因分析の研究を行った。そして 2011年度には、パテント・リフォーム論議や著作権保護期間延長問題などを素材とした正当化根拠論の現代的意義の研究を行った。以下、本研究が実施した研究の方法について年度ごとに敷衍する。

(1) 2010 年度における研究の方法

2010年度は、第1に、知的財産権の正当化 根拠論の研究を行った。これは、研究代表者 の博士論文の内容と密接に関連したもので あるが、本研究の基盤となる博士論文の内容 を充実させて公表することが、本研究の端緒 としては効果的であると考えたことによる。 具体的には、博士論文の執筆時にはフォロー することのできなかった最近の研究を渉猟 し、博士論文の内容の深化を図った。例えば、 AXEL GOSSERIES, ALAIN MARCIANO & ALAIN STROWEL (eds.), INTELLECTUAL PROPERTY AND THEORIES OF JUSTICE (Palgrave Macmillan, 2008)という研 究書の検討を行った。同書は、ロックの労働 所有理論やインセンティヴ論にくわえて、知 的財産権の正当化根拠論において扱われる ことの少なかった正義論にも焦点を当てて いる点で、多角的アプローチを特色とする本 研究にとって非常に示唆に富むものであっ

第2に、上記の正当化根拠論研究と並行して、PETER DRAHOS, A PHILOSOPHY OF INTELLECTUAL PROPERTY (Dartmouth Press, 1996)の翻訳に取り組んだ。これは、博士論文の基盤になった本書の翻訳を公表することが、本研究の端緒としては有益であると考えたことによる。毎月一定のペースで翻訳作業を進めることで、

上記の正当化根拠論研究が思うように捗らない時でも、本研究の完全な中断という事態を回避し、継続的な研究計画の遂行を実現することが可能となったように思われる。

第3に、近年の知的財産法政策における自 由規制領域の拡大とその要因分析の研究を 行った。知的財産権制度内の3つの「自由の 砦」に着目しながら、国際条約の潮流や国内</br> 法政策の動向を分析した。とりわけ、保護対 象・保護すべき行為類型・保護期間のいずれ においても比較的高度の最低保護水準を一 律に義務づける TRIPs 協定の発効 (1995 年) は、国際知的財産法政策における自由規制の あり方に変容をもたらしたのではないか。ま た、TRIPs 協定が保護水準の下限のみを設定 し上限を設定しなかったことはその後の動 向に影響を与え、結果的に TRIPs プラスの保 護を国際的に推し進める要因となったので はないか。このような問題意識をもって研究 に取り組んだ。

(2) 2011 年度における研究の方法

2011年度は、第1に、米国のパテント・リ フォームの動向を手がかりとしながら、特許 制度の政策形成過程における正当化根拠論 の意義について研究を行った。特許制度を取 り巻く環境の変化が提起する深刻な問題(例 えば、特許出願の急増と特許の質の低下、特 許訴訟の増加と訴訟コストの増大、パテン ト・トロールによる特許訴訟制度の濫用な ど) への対応に追われる米国の動向を参照し ながら、望ましい特許制度の再構築に向けた 取り組みの処方箋として、正当化根拠論が有 効に機能しうる可能性について探求した。米 国では、連邦取引委員会の報告書 (A REPORT BY THE FTC, TO PROMOTE INNOVATION: THE PROPER BALANCE OF COMPETITION AND PATENT LAW AND POLICY (2003)) や全米科学アカデミー報告書 (COMMITTEE ON INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS KNOWLEDGE-BASED ECONOMY, NATIONAL RESEARCH COUNCIL, A PATENT SYSTEM FOR THE 21ST CENTURY (2004)) 等による「特許制度の危機」論を契 機として、パテント・リフォーム法案が第109 議会(2005-2006)に提出された(H.R. 2795)。 以降、連邦議会は複数のリフォーム法案を審 議してきたが、第 112 議会 (2011-2012) ま では審議が停滞し、いずれも廃案となった。 しかしこの間の連邦議会の取り組みは、裁判 所や特許商標庁(USPTO)に対して共通の問題 意識を喚起することに寄与し、パテント・リ フォームに向けた積極的な関与を促してき た。とくに目を惹くのが、連邦最高裁の躍動 である。パテント・トロール問題に一定の歯 止めをかけた eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 126 S.Ct. 1837 (2006)、特許非侵 害又は無効の宣言的判決を求める確認訴訟 の原告適格を緩和した Medlmmune Inc. v.

Genentech Corp., 127 S.Ct. 764 (2007)、非自明性判断における TSM テストの厳格かつ 硬直的な運用を否定した KSR Corp. v. Teleflex Corp., 550 U.S. 398 (2007)、方法特許についても消尽理論が適用されることを認めた Quanta Computer, Inc. v. LG Electronics, Inc., 553 U.S. 617 (2008)、ビジネス方法発明の特許適格性の過度の抽象化に歯止めをかけたBilski v. Kappos, 130 S.Ct. 3218 (2010)など、多数の注目すべき判決が登場している。本研究では、こうした特許制度のプロイノベーション機能の再建に向けた各機関の取り組みを分析することで、正当化根拠論の実践的機能を見いだすことができるのではないかと考えた。

第2に、著作権保護期間延長問題における 正当化根拠論の意義について研究を行った。 その際、日米欧の議論を参照しながら、保護 期間延長が国際的に拡大している政治的な 背景を明らかにし、著作権保護期間をめぐる 政策形成過程の歪みを是正する処方箋とし て、正当化根拠論が有効に機能しうる可能性 について探求した。欧米諸国は 1990 年代に 相次いで著作権保護期間を 20 年延長する法 改正を行ったが、その経緯を調べると、そう した延長に確かな理論的根拠があるわけで はないことが明らかとなった。さらに最近で は、二国間自由貿易協定(FTA)を用いた保護 期間延長政策を米国が活発に推進しており、 その結果、アジア諸国においても保護期間延 長の連鎖が拡大している。そうした中で、保 護期間延長問題に関する我が国の審議会で の議論は賛否両論が対立し、膠着状態にある。 本研究では、こうした我が国の延長論議の過 程を欧米のそれと比較することで、正当化根 拠論の現代的意義、つまりは問題発見的機能 や対話促進機能を見いだすことができるの ではないかと考えた。

4. 研究成果

以上の研究の方法に基づいて、本研究が実施した研究の成果を年度ごとに整理すれば、 以下の通りとなる。

(1) 2010年度の研究成果

2010 年度の研究成果としては、第1に、米 英の最新の議論を渉猟しながら、知的財産権 の正当化根拠論の研究に取り組み、その成果 を論文にまとめて公表した。具体的には、ロ ック労働所有理論、ヘーゲル人格所有理論、 及び事後のインセンティヴ論の3つを重点的 に検討し、その意義と限界を明らかにした (後掲「雑誌論文」③⑤⑥⑰)。

第2に、米国のパテント・リフォームの動向を参照しながら、望ましい特許制度の再構築に向けた取組みの処方箋として正当化根

拠論が機能しうる可能性を探求し、その成果 を公表した。具体的には、1990年代に米国特 許制度を取り巻く環境が急速に変化し、それ までのプロ・パテント政策時代に蓄積した歪 みが次々と噴出しはじめ、特許制度の危機が 叫ばれる中で、米国特許制度の復権に向けた 立法・行政・司法の機関相互の適切な権限配 分枠組の構築に取り組む学界の新潮流につ いて論文にまとめた(後掲「雑誌論文」⑪)。 また、米国特許制度の経済的機能に関する各 種データを整序しつつ、製薬・化学産業とソ フトウェア産業とでは特許制度が果たす機 能に本質的な差異があり、後者の分野では 1990 年代半ば以降、特許の保有に係るコス トがその便益を上回っているために、特許制 度がイノヴェーションの阻害要因となって いることを実証的に明らかにした BESSEN & MEURER, PATENT FAILURE, supraの書評を執筆し、 学会誌に投稿した(後掲「雑誌論文」(4))。

(2) 2011 年度の研究成果

2011年度の研究成果としては、第1に、前年度に引き続き知的財産権の正当化根拠論の研究に取り組み、その成果を公表した。具体的には、事前のインセンティヴ論と正義論の2つに焦点をあてて検討し、その意義と限界を明らかにした(後掲「雑誌論文」(④⑩)。

第2に、前年度に引き続き、パテント・リ フォームを素材として、特許制度の政策形成 過程における正当化根拠論の意義について 研究を進め、その成果を公表した。具体的に は、主に 2000 年代以降、米国特許法学にお いて急速に発展しつつある制度論的研究の 動向を手がかりとしながら、外部環境の変化 がもたらす様々な問題への対応として、特許 制度の法形成・運用を担う各機関の決定権限 をどのように配分するのが効率的かという 視点から、我が国における立法・行政・司法 の役割分担論の再構築に取り組み、その成果 を日本工業所有権法学会等において口頭で 発表した(後掲「学会発表」①②)。また、 これらの報告内容をまとめた論文を学会誌 に投稿した(後掲「雑誌論文」①)。このほ か、米国特許制度の機能を画一的に捉えるの ではなく、例えばバイオテクノロジー産業と IT 産業とではイノヴェーションの構造に本 質的な差異があることを前提に、産業ごとの リアリティにそった特許制度の機能を動態 的に把握し、もって産業適合的な特許法政策 論の構築を試みる BURK & LEMLEY, THE PATENT CRISIS AND HOW THE COURTS CAN SOLVE IT, supra の書評を執筆し、学会誌に投稿した(後掲「雑 誌論文」②)。

第3に、著作権保護期間延長問題を素材として、著作権の政策形成過程における正当化根拠論の意義について研究を進め、その成果を公表した。具体的には、ロールズの正義論

の枠組を援用することで、立法者に対して、 保護期間延長が意味するものは利用者の自 由を抑制する期間の拡張であることを認識 させ、そうした延長がすべての利用者の便益 となることを示す実質的な論拠の提示を迫 りつつ、提示された論拠を批判的に検証する 手段として、事前・事後のインセンティヴ論 の知見を活用するという営みの循環を通じ て、制度設計や立法の適正化を図ることがで きるのではないかという見地から、正当化根 拠論の意義をまとめた成果を、著作権法学会 において口頭で発表した(後掲「学会発表」 ③)。

第4に、前年度から取り組んできた Peter Drahos, A Philosophy of Intellectual Property (Dartmouth Press, 1996)の翻訳について、その成果を公表した(後掲「雑誌論文」③⑤⑦⑧⑨)。現在までに、全9章のうち、第6章までの翻訳成果の公表を終えた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計17件)

- ① <u>山根崇邦</u>、特許法学における制度論的研究の発展、日本工業所有権法学会年報、査読無、35号、2012年6月刊行予定、掲載決定済
- ② <u>山根崇邦</u>、パテント・クライシスと司法 主導による漸進的解決枠組、アメリカ法、査 読有、2011-2 号、2012 年 6 月刊行予定、掲 載決定済
- ③ <u>山根崇邦</u>、〔翻訳〕Peter DRAHOS「A Philosophy of Intellectual Property(5)」、 知的財産法政策学研究、查読無、38 号、2012 年 6 月刊行予定、掲載決定済
- ④ <u>山根崇邦</u>、知的財産権の正当化根拠論の 現代的意義(7)、知的財産法政策学研究、査 読無、37 号、2012、pp.125-149、

http://hdl.handle.net/2115/49031

⑤ <u>山根崇邦</u>、〔翻訳〕Peter DRAHOS「A Philosophy of Intellectual Property(4)」、知的財産法政策学研究、查読無、37 号、2012、pp.91-123、

http://hdl.handle.net/2115/49030

⑥ 山根崇邦、相当の対価の算定における無効理由の斟酌、別冊ジュリスト『特許判例百選(第4版)』、査読無、209号、2012、pp.70-71⑦ 山根崇邦、〔翻訳〕Peter DRAHOS「A Philosophy of Intellectual Property (3)」、知的財産法政策学研究、査読無、36号、2011、pp.261-291、

http://hdl.handle.net/2115/48450

⑧ <u>山根崇邦</u>、〔翻訳〕Peter DRAHOS「A Philosophy of Intellectual Property(2)」、 知的財產法政策学研究、查読無、35号、2011、pp.271-314、

http://hdl.handle.net/2115/47329

- ⑨ 山根崇邦、〔翻訳〕Peter DRAHOS「A Philosophy of Intellectual Property(1)」、 知的財産法政策学研究、查読無、34号、2011、 pp.1-56、http://hdl.handle.net/2115/47303
- ・ 山根崇邦、知的財産権の正当化根拠論の 現代的意義(6)、知的財産法政策学研究、査 読無、34 号、2011、pp.317-349、

http://hdl.handle.net/2115/47313

- ① <u>山根崇邦</u>、米国特許法学における制度論 的研究の発展、同志社法学、査読無、62 巻 6 号、2011、pp.553-614
- ① <u>山根崇邦</u>、訂正前になされた特許権侵害 の不法行為に対する損害賠償請求、知財管理、 査読有、61 巻 11 号、2011、pp.1713-1726
- ① 山根崇邦、知的財産権の正当化根拠論の現代的意義(5)、知的財産法政策学研究、査 読無、33 号、2011、pp.199-227、

http://hdl.handle.net/2115/45725

- ④ <u>山根崇邦</u>、米国特許制度の破綻とその対応策、アメリカ法、査読有、2010-1号、2010、pp.171-179
- ⑤ <u>山根崇邦</u>、知的財産権の正当化根拠論の現代的意義(4)、知的財産法政策学研究、査 読無、32 号、2010、pp.45-68、

http://hdl.handle.net/2115/45706

- <u>山根崇邦</u>、知的財産権の正当化根拠論の 現代的意義(3)、知的財産法政策学研究、査 読無、31号、2010、pp.125-145、
- http://hdl.handle.net/2115/44343
- ① <u>山根崇邦</u>、知的財産権の正当化根拠論の現代的意義(2)、知的財産法政策学研究、査 読無、30号、2010、pp.163-200、 http://hdl.handle.net/2115/44332

[学会発表](計3件)

- ① <u>山根崇邦</u>、特許法領域における制度論的研究に関する一考察、北海道大学知的財産法・GCOE 研究会、2011 年 7 月 2 日(土)、於:北海道大学
- ② <u>山根崇邦</u>、特許法学における制度論的研究の発展、日本工業所有権法学会個別報告、 2011年5月28日(土)、於:名古屋大学
- ③ <u>山根崇邦</u>、著作権法領域における正当化根拠論の現代的意義、著作権法学会個別報告、 2011 年 5 月 21 日 (土)、於:一橋記念講堂 (東京)

〔その他〕 ホームページ

https://kenkyudb.doshisha.ac.jp/rd/html/japanese/researchersHtml/110023/110023_Researcher.html

6. 研究組織

(1)研究代表者

山根 崇邦 (YAMANE TAKAKUNI)

同志社大学・法学部・助教

研究者番号:70580744